

筑波学院大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

筑波学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、筑波学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神を創立者の人間観、教育観を表現するものとして「KVA精神」と呼び、建学の精神を踏まえて、使命・目的及び教育目的は学則等に定められ、それを実現するため地域に密着した施策を展開している。「KVA精神」に基づき、21世紀のグローバルな社会人として自立できる素養を持った人材の育成を目標として個性、特色を明示している。「新KVAルネサンス計画」の名称で経営改善計画を展開し、その状況は法人内広報誌へ掲載するなど学内外へ周知させる努力を行っている。使命・目的及び教育目的を反映した、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を定めている。使命・目的を達成するための教育研究上の組織及び施設は整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

建学の精神、大学の基本理念に基づき、アドミッションポリシーを作成・公表し、学生数については、継続的に定員を確保するための努力を行っている。建学の精神を継承し、教養教育を重視した教育課程を編成している。また、教育課程を「総合教養科目群」など5科目群に構成し、4年次の卒業研究につなげている。「学習支援センター」では、資格取得指導において入門科目以上の勉強を望む学生に対して個別指導を行うなど、学生のニーズに合わせた指導を実施している。成績の評価にGPA(Grade Point Average)を学業成績の指標として全学生に適用し、学修指導に生かしている。教育課程の「進路支援科目群」の中に、職業的自立を目指した科目を用意し就職に対する意識付けに留意している。学生生活全般に関しての学生の意見・要望等は、アンケート、学長と学生の対話集会等により総合的に改善を図っている。「つくば市をキャンパス」で行う、「オフ・キャンパス・プログラム」は、「社会力の育成と徳性の涵養」を目的とし、他大学に類を見ない特徴がある。特定の授業科目については、1クラスの学生数を少人数に編制し実施している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

使命・目的の実現のため、「新KVAルネサンス計画」の策定を行い、各年度、事業計画書及び事業報告書を作成し、継続的な努力を行っている。また、理事会のもとに「学校法人東京家政学院改革推進本部」を設置し、改革の基本方針や基本計画及び改革実行計画を策定している。教学に関する審議機関として、「部局長会議」、法人を含めた「運営委員会」、教授会及び学科会議を設置し、大学の基本的運営、将来計画、教員人事等について審議している。常任理事会が8月を除き、原則毎月2回開催され、部門間の意思決定の円滑化、迅速化を図っている。事務組織は、法人事務局と大学事務局から構成されており、職員の

資質向上の機会として大学独自の研修、外部講師などによる研修を実施している。法人全体の財政状況は、資金収入を超える資金支出状態であり、翌年度繰越支払資金の減少が続いている。会計処理上の諸問題は、公認会計士に相談・確認の上、処理されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価の規則は制定されており、自主的な自己点検・評価が行われている。「筑波学院大学自己点検・評価委員会」（以下、「自己点検・評価委員会」）では、学長が委員長となり定期的に自己点検・評価を実施する体制が整えられている。「FD・SD委員会」主導で授業アンケートを実施し、授業の実施状況や効果、改善点を検討している。平成24(2012)年度から自己点検・評価報告書を毎年作成し、配付・開示している。また、ホームページには、評点をつけた点検・評価の結果を公表し、広く社会に公表している。自己点検・評価は、次年度の事業計画の策定とそれに基づく事業の実施等に活用され、適切な機能を果たしている。

総じて、大学は建学の精神や使命・目的のもとに教育・研究活動が適切に行われ、学修と教授においても創意工夫され適切に運営されている。特に公私協力型大学として、地域に密着をした施策を展開している。さらに、教育研究水準の向上を目指し、自己点検・評価を行って改善・向上につなげる努力をしている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.公私協力型大学としての地域社会形成への寄与・貢献」「基準B.小規模大学の特色を活かした『グローバル化』と『ICT活用』」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

学校法人東京家政学院の建学の精神、教育理念は、「知識(Knowledge)、徳性(Virtue)、技術(Art)」の頭文字をとり、「KVA精神」と呼び、創立者大江スミの人生観、教育観を表現するものとして受継ぎ、今日に至っている。

建学の精神を踏まえて、使命・目的を「知識の啓発、徳性の涵養、技術の練磨と建学の精神を具現する高度の知識、技能を教授研究し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する

とともに、国際性豊かな人間を育成することを目的とする。」として学則に明確に定められている。

教育目的についても使命・目的を踏まえ簡潔な文章で具体的に明文化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「KVA 精神」に基づき、情報化、国際化する現代社会に適応すべく知識と技術を修得し、21 世紀のグローバルな社会人として自立できる素養を持った人材の育成を目標として個性、特色を明示している。

学校教育法 83 条及び大学設置基準 2 条にのっとり、目的等を学則第 1 条に定め、その内容は法令に適合している。

大学の建学の精神は改組を行う度に再認識し、基本理念を社会のニーズに対応して具現化するよう努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

「KVA 精神」にのっとりた理念であることを周知させるために「KVA ルネサンス」及び「新 KVA ルネサンス計画」の名称で経営改善計画を展開し、その状況は法人内広報誌に掲載し配付しており、役員、教職員の理解と支持が得られている。

大学の使命・目的については、入学式等の行事に対して学長、教員から学生に対しての説明、学生に配付される「学院生活便覧」に明記し、在学生の保護者・保証人に対しても「後援会だより」を配付して広く伝えている。

中長期計画及び三つの方針には、大学の使命・目的及び教育目的が反映している。

使命・目的を達成するため、教育研究組織として経営情報学部及び「国際別科」を置き、付属機関として、「附属図書館」「学習支援センター」などを設置している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的に基づき、アドミッションポリシーを作成し、これを大学案内やホームページに公表している。また、このアドミッションポリシーに即して、推薦入試・AO 入試・大学入試センター試験利用入試など、さまざまな入試を行い学生受入れ方法の工夫に努めている。

学生数については、十分に入学者を確保できているとは言い難いが、広報・募集活動の強化や入試方法の改善、また、平成 28(2016)年度に学科の改組転換を行うなど、継続的に定員を確保するための努力を行っている。

【改善を要する点】

○ビジネスデザイン学科については、その前身である経営情報学科から収容定員未充足が続いており、平成 28(2016)年度に改組転換を行ったことから若干の学生数の向上がみられたが、依然として厳しい状況にあるため、引続き学生確保に向けた取組みを行うよう改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

開学以来、建学の精神を継承し、教養教育を重視した教育課程を編成している。また、編成方針については、学則第 31 条、同 32 条に明記している。そして、教育課程を、「総合教養科目群」「入門科目群」「専門基礎科目群」「専門発達科目群」「進路支援科目群」に

構成し、4年次の卒業研究につなげている。加えて、ナンバリング制度を導入して、科目の難易度や専門性が学生に理解しやすいように配慮している。

年間の履修登録単位数の上限を設定し、各年次にわたり適切な授業科目を履修するよう指導している。

授業には、ICT（情報通信技術）機器を利用してアクティブ・ラーニングを取入れ、授業改善アンケート結果を、「FD・SD委員会」で分析・検討し、教授方法の改善に努めている。また、各種の資格取得等支援講座を用意して、学生のニーズに応えている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「学習支援センター」が主導して、授業の補習をはじめ、資格取得指導、進学指導、留学生の日本語指導などを積極的に行っている。特に、英語や情報で資格を取得していて、入門科目以上の勉強を望む学生に対して個人指導を行うなど、学生のニーズに合わせた指導を実施している。コンピュータ操作や、留学生の日本語指導などでは、SA(Student Assistant)を利用して、スムーズな授業の進行に努めている。

退学者比率及び除籍者比率は、かつてはかなり高いこともあったが、学生支援グループ職員と、4年まで一貫して学生を担当するクラス担任のきめ細かい協働によって低減傾向にある。退学の場合は、クラス担任が学生と面談し学生委員会に報告する。授業料未納による除籍の場合は、授業料減免制度や分納制度などの活用について面談する、などの方法が取られている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定及び卒業認定の基準は、学則に基づき明確に定め、厳正に適用している。また、評価方法・基準に関しては、各教員が授業計画に開示している。

GPAが各学期一定値を下回った学生に、クラス担任による注意と指導を行い、3期連続、または通算で4期一定値を下回った学生には本人及び保護者を呼出し、退学勧告を行うなど、GPAを有効に活用して指導を行っている。

また、放送大学と単位互換協定を締結して、大学で開講していない科目の履修を認める

など、学生のニーズに応えようとしている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

「進路支援科目群」の中に、「キャリアデザイン A、B」など、1年次から職業的自立を目指した科目を必修として用意し、3年次までに、業界研究、「就職のための基礎知識 A、B」などの科目を開設するなど、就職に対する意識付けに留意している。

「就職支援室」では、全ての求人票をデータベース化し、職員、外部委託の非常勤カウンセラー及び週1回ハローワークから派遣されるカウンセラーなどによるコンサルティングの際に、いつでも利用可能な体制を整えた。教員も含めた彼らの指導の結果、就職率の大幅な向上が見られる。

学生の大半が県内への就職を希望している中で、学内外の企業説明会やインターンシップにも積極的に、「大好きいばらき」人材 UIJ ターン定着促進事業に県内 11 大学とともに参加・協働するなど、手厚い支援を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

成績評価方法はシラバスで周知し、成績の評価に GPA を採用している。学生の履修登録、成績等は、コンピュータ管理され、これらの履修情報を面談によって学生と担任が共有し、学修指導に役立てている。

学生の授業に対する要望は、授業改善アンケートと学生生活アンケートにより把握し、教務委員会で改善策をまとめている。また、授業改善アンケート結果に対して、全教員が授業内容と教育方法に関する自己評価と改善策案を学部長に提出している。これらの結果を、授業改善に活用している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生の福利厚生、健康相談及び学生相談を担当する事務組織として、学生支援グループが組織されている。

奨学金制度として、独自の「光塩会奨学金」「学校法人東京家政学院奨学金」等を設け、成績優秀者、経済的理由による就学困難な学生に対して奨学金を支給している。保健センター、学生相談室を設置し、学生の健康相談、心的支援を行っている。また、学生の健康管理に配慮して、朝食を摂る習慣が身につくように 100 円朝食サービスを提供している。さらに、「障がい学生支援センター」及び「外国人留学生委員会」が、それぞれ障がい学生及び留学生の支援を行っている。

新入学生アンケート、卒業生及びその保護者を対象としたアンケート、学長と学生の対話集会、自宅外通学者との懇談会、留学生懇談会、目安箱等により、学生の意見と要望、満足度を把握し、総合的な改善を図っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

1 学部 1 学科で構成され、設置基準に基づく必要専任教員数及び必要専任教授数を確保している。教員の採用・昇任は、「筑波学院大学教員選考基準」に従って、選考を行っている。また、採用・昇任の手続きは「筑波学院大学教員選考規程」「筑波学院大学教授会運営規程」に従って行われている。

教員の FD 活動は「FD・SD 委員会規程」に基づき、英語担当教員連絡会、観光系科目連絡会、留学生対象日本語科目担当者ミーティング、情報系必修科目担当者ミーティングなど自主的に取り組んでいる。

教養教育の検討は、教務委員会で行っている。「社会力の育成と徳性の涵養」を目的として、地域性を考慮した体系的な教養科目を実施する「オフ・キャンパス・プログラム」は、他大学に類を見ない特徴である。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地等及び校舎等の面積は設置基準上必要な面積を充足している。キャンパスには、校舎・「附属図書館」、演習室、体育館、運動施設などが整備され、施設は耐震基準を満たしている。学内 LAN 及びコンピュータ設備は、ICT 活用教育研究センターによって管理運営されている。

「附属図書館」には、教育・研究活動に必要な図書、雑誌、DVD 等の視聴覚資料がある。授業終了後も利用できるようになっており、定期試験期間中は開館時間を延長している。例年、オリエンテーションなどの時間を利用して、全学避難訓練を実施している。

特定の授業科目については、科目の特性を考慮して人数調整を行った小人数クラス編制で実施している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人東京家政学院就業規則」で服務規律を定め、「筑波学院大学倫理規範」で倫理規範を定めている。

学校法人東京家政学院では、平成22(2010)年度からの「経営改善計画」に引続き、平成27(2015)年度に「新KVAルネサンス計画」を策定し、各年度、事業計画書及び事業報告書を作成するなど、使命・目的の実現への継続的な努力を行っている。

寄附行為や学則など諸規則は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準などにのっとり制定され、大学の設置及び運営は法令遵守のもと円滑に行われている。

環境保全、人権、安全に関する方針や計画については、各規則が整備されており、ホー

ホームページや大学案内などで教育研究活動等の情報が公開されている。財務情報については、「学校法人東京家政学院情報公開に関する基本方針」及び「学校法人東京家政学院情報公開規程」を制定し適切に公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、8月を除き原則毎月開催されており、重要事項を審議し決定している。理事及び監事の出席状況は良好である。また、理事の選任に関する規則を整備し、適切に選考されている。

理事会のもとに法人全体の基本方針や基本計画及び改革実行計画を策定し推進する「学校法人東京家政学院改革推進本部」を設置しており、「学校法人東京家政学院改革推進委員会」で方針や計画案の作成と学校間の連絡・調整が行われている。また、「筑波学院大学改革推進専門委員会」を設置し、改革・改組に関する審議及び素案の作成を行っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学校教育法の改正に準拠し、大学の教学に関わる意思決定は学長となっている。学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与など教学に関する重要事項の決定の際に、教授会が学長に意見を述べることを学則に規定している。

教学に関する審議機関として、「部局長会議」、法人を含めた「運営委員会」及び教授会、「学科会議」を設置している。「部局長会議」は、学長、学部長、学長補佐、学科主任、事務局長と学長が指名した者で構成され、大学の基本的運営、将来計画、教員人事等について審議している。また、学長は、大学としての意思決定の趣旨・目的を教授会で直接説明するほか、学部長、各センター長及び事務局長を指揮し、学長の決定事項に沿った執行を促している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

「常任理事会」が8月を除き、原則毎月2回開催されており、部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化、迅速化を図っている。

理事会及び評議員会の議事録は企画総務グループに保存されており、教職員の閲覧が可能である。また、理事会での議事は、大学の教授会に報告されており適切な運営が行われている。

監事は理事会、評議員会への出席のほか、監事監査計画に基づき、内部監査室と連携しながら適時法人監査及び各校の实地監査を実施している。また、監事は監事研究会等に参加し、FD・SD(Staff Development)講師として教職員の研修強化に寄与している。

理事長は理事会及び「常任理事会」に出席し、リーダーシップが適切に発揮されている。各種委員会に教職員が委員または事務担当として参加しており、教職員からの提案等が適切にくみ上げられている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は事務運営の効率化から、法人事務局と大学事務局から構成されており、事務職員は必要な人員を確保し各事務部門に適切な配置を行っている。

年度末には事業計画の達成度を考慮して事業報告書の作成を進め、新年度の事業計画策定につなげている。

職員の資質向上の機会として、大学独自の研修を外部の専門機関に依頼し、毎年管理職研修と職員全体研修を実施しているほか、理事及び監事による研修も実施している。

また、事務職員は毎年、個人の業務の現状、目標などを記入する「自己申告書」を作成し、各人の業務のサイクルを確認している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「新 KVA ルネサンス計画」を策定して適切な財務運営のために努力しているが、学校法人全体では、大学及び中学校・高等学校の設置学校において、資金収入を超える資金支出の状況が続いており、教育研究目的を達成するための財政を過去からの蓄積資金により維持している。

法人には「財務計画特別委員会」を設け、財務状況の把握、収支改善の具体的計画などについて審議しているほか、「予算委員会」を設置し、収入の確保、経費の削減及び予算編成に関する重要な事項を審議している。

大学は、入学者が定員を確保できない状況が続き、在籍者数も減少していることは、今後の財政に影響を及ぼすことが懸念される。平成 28(2016)年度に改組が行われ入学定員充足率に若干の向上がみられるので、今後の財政改善につながることを期待したい。

【改善を要する点】

○資金収入を超える資金支出の状況が続いているので、計画通り学生確保を強化する等、資金収支のバランスを確保するよう改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、「学校法人東京家政学院経理規則」「学校法人東京家政学院経理規則施行細則」など諸規則に基づき適正に実施している。

私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査が行われているほか、会計処理上の諸問題は、公認会計士（監査法人）に相談・確認の上、処理されている。

監事による現地視察による業務監査も実施されているほか、法人本部監査では、理事長、常務理事、法人事務局長などの出席のもと、経営改善、財務、リスクマネジメントについて面談を行っている。いずれも監査室との連携のもと行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人東京家政学院自己点検・評価運営委員会規則」及び「筑波学院大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、自主的・自律的な自己点検・評価が行われている。

「学校法人東京家政学院自己点検・評価運営委員会規則」に規定する「運営委員会」のもとに、学長が委員長となり、学長補佐、学部長、学科主任、大学事務局長などで構成される「自己点検・評価委員会」を設置しており、定期的に自己点検・評価を実施する体制が整えられている。「自己点検・評価委員会」を年度内に 3 回以上開催し、十分な意見交換及び大学運営に関わる協議が行われている。

「FD・SD 委員会」主導で学生の授業改善アンケートを年 2 回実施し、授業の実施状況や効果、改善点を点検している。平成 28(2016)年度からは、教員から書面で改善計画を学長に提出することとなっている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、各種委員会、部会等の議事要録、配付資料を参照し、また関連項目の指示書及び関連 E メール等のエビデンスに基づいて作成されている。

現状把握のための調査・データの収集と分析は、各業務を担当する部署と部署間の連携により実施している。

「自己点検・評価委員会」が中心となり、平成 24(2012)年度から自己点検・評価報告書を毎年作成し、学内外に配布・開示している。平成 25(2013)年度からは、評点をつけた点検・評価の結果を可視化して、ホームページで広く社会に公表している。

また、平成 27(2015)年度からは、参与のメンバーから客観的な評価を得ている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成21(2009)年度に発刊した報告書を踏まえ、学科会議、教務委員会などの常設の委員会において、教学面、管理面での具体的な改善の取組みを継続している。

自己点検・評価は、次年度の事業計画の策定とそれに基づく事業の実施等に活用され、適切な機能を果たしている。

「新KVAルネサンス計画」や年度計画に基づき実施された活動について自己点検・評価を行い、その結果を翌年度以降の計画に反映できる具体的で組織的なPDCAサイクルの拡充に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 公私協力型大学としての地域社会形成への寄与・貢献

A-1 地域の生涯学習の拠点としての機能

A-1-① 大学の教育研究に関する物的・人的資源の社会還元

A-2 地域と連携した教育の推進

A-2-① つくば市をキャンパスと捉えたプログラム

A-2-② 茨城県等との連携

【概評】

大学は、茨城県、同県つくば市の要望に基づき、資金の助成、土地の提供を受けて設置された公私協力型の大学であり、その経緯から大学の持つ物的・人的資源は公共財と考え、各種講演会・研修会・各種資格の検定会場及び市民や小学生のスポーツイベントの利用に年間 40 回程度供している。このような場合、利用者から徴している費用は、実費のみである。また、「コミュニティカレッジ」の名称で、年間 80 回の公開講座を実施している。

大学は、つくば市と締結した協定に基づき地域再生計画の一環として市の活動及び大学の教育活動の充実について、連携・協力している。その一環として、1、2年次の履修科目「実践科目」(オフ・キャンパス・プログラム=OCP)を必修とし、学生が地域の各種社会活動に一市民として参加し、社会の仕組みを実感し、幅広い人間関係を築いて自分の役割を見つけることを目標としている。このプログラムにより、さまざまな活動を行っており、この活動を生かすため、さらに新設の授業科目を用意するなど、学生と社会の関わりを密にする活動は、今では多くの協力団体を得て、卒業研究などとも結びつき、「総合教養教育」としての機能を果たしている。

また、茨城県とは、高大連携に関する協定を結び、教員が高校で授業をする一方、高校の校長をアドバイザーに委嘱し、連携を深めている。

基準B. 小規模大学の特色を活かした「グローバル化」と「ICT活用」

B-1 学生の国際交流の促進、グローバルな能力・環境の醸成

B-1-① 学生交流、留学生支援体制

B-1-② グローバルな能力・環境の醸成

B-2 ICT教育の推進

B-2-① デザインによる地域貢献

B-2-② ロボットの教育活用

【概評】

学生が海外研修で異文化に触れ、日本を見直す機会が得られるように、海外研修プログラムを平成27(2015)年度より選択必修としている。また、海外の大学等と協力協定を締結し、相互に交換留学生を受入れている。在学生の約2割強が外国人留学生であるので、「国際交流センター」及び「外国人留学生担当者会議」を定期的で開催し、学生支援グループと緊密な連携のもとで指導に当たっている。加えて、海外大学との遠隔授業の企画や研究交流を進めている。

国際コミュニケーション能力、特に英語力の強化を行うため、能力別のクラス編制でネイティブの教員が指導に当たっている。また、平成25(2013)年の筑波研究学園都市50周年記念事業として開始した英語スピーチコンテスト「KVA CUP」を毎年開催している。

「国際交流センター」及び「外国人留学生担当者会議」を中心に、留学生支援を行っている。また、「国際別科」を設けて、外国人の日本語習得を支援し、国内の大学や大学院等への進学の実績を挙げている。

大学のデザイン力による地域貢献として、つくば市の新たなまちづくりについて、学生主導の地域デザイン企画のコラボレーションにより始めている。また、デザインの発信拠点となる地域デザインセンターを設置し、市民と学生がプロジェクトの意見交換、企画の策定などを行っている。

つくば市がロボット特区であることから、自動2輪ロボット（セグウェイ）の運用、超小型モビリティの活用実験を行っている。また、高齢化社会における対策案を立案し、その対策案を実際のフィールドで試行、改善するロボット・セラピーの教育・研究活動を実施している。ロボットの教育活用については、今後の展開に期待したい。

